

# 報 告 事 項

令 和 5 年 12 月 定 例 会



## 令和 5 年12月岡崎市議会定例会報告事項目録

| 報告番号 | 件 名                              | ページ |
|------|----------------------------------|-----|
| 49   | 岡崎市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の専決処分について | 5   |
| 50   | 損害賠償の額を定める専決処分について               | 9   |
| 51   | 和解及び損害賠償の額を定める専決処分について           | 13  |



岡崎市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年12月22日提出

岡崎市長 中 根 康 浩



## 専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

令和5年11月29日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

岡崎市空家等対策協議会条例（平成28年岡崎市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第2条第1号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月13日から施行する。



令和 5 年報告第50号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年12月22日提出

岡崎市長      中   根   康   浩



## 専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年12月11日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

### 1 事故の概要

#### (1) 日時

令和5年11月11日午後3時5分頃

#### (2) 場所

石川県珠洲市宝立町鵜島ハ地内の交差点

#### (3) 内容

石川県珠洲市内で開催される緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練の会場へ向かうため交差点を右折した際、車両左後部が交差点脇の電柱に設置されているI形歩行者用押しボタン箱に接触し、損傷させた。

### 2 損害賠償額

190,300円



和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年12月22日提出

岡崎市長 中 根 康 浩



## 専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年11月22日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

### 1 事故の概要

#### (1) 日時

令和5年6月19日午後2時15分頃

#### (2) 場所

岡崎市六名三丁目2番地1の岡崎市立六名小学校の正門駐車場

#### (3) 内容

職員が草刈作業中に草刈機で跳ね飛ばした石が駐車中の相手方自動車に当たり、当該自動車の左後部側面ドアガラスを損傷させた。

### 2 損害賠償額

50,138円

### 3 和解条項

- (1) 岡崎市と相手方は、本件事故により、相手方に金50,138円の損害が生じたことを相互に確認する。
- (2) 岡崎市と相手方は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市100パーセント、相手方0パーセントであることを相互に確認する。
- (3) 岡崎市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償額として、金50,138円の支払義務があることを認める。
- (4) 岡崎市は、相手方に対し、(3)の金員を、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。
- (5) 岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。



